

## 第36回 安来市農業委員会議事録

令和5年6月21日 午後2時00分 第36回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	15番 佐々木吉茂君	16番 岡田 一夫君
17番 吉村 正君	18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君	

### 2. 欠席委員 なし

### 3. 出席事務局

堀江 規恵君 名原 猛君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和5年6月21日 1日
日程第 3	議第149号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第184号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 5	議第150号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 6	報第185号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 7	報第186号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 8	報第187号 土地改良区からの地目変更届出の通知について
日程第 9	報第188号 非農地判断の実施について

### 5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第36回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第36回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：堀江 規恵君  
ありません。

議 長：岡田 一夫君  
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により1番 横山委員、2番 足立委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君  
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第3 議第149号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
議事の前に、4番の案件について安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、11番 新田委員 の退席を求め、併せて私 岡田も退席いたしますので、議題149号の4番案件につきましては、安松会長代理が議長を務めますのでよろしくをお願いします。

議 長：安松 智君  
それでは、議事を進行します。先ず4番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページから4ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。4番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 約1km、農機具は、トラクター11台、田植機5台、コンバイン9台を所有しています。労働力はオペレーターほかとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。

議 長：安松 智君  
説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。4番の案件について6番 杉原委員をお願いします。

6番：杉原 建君  
6番 杉原です。4番案件の説明を行います。譲受人は200ha弱の農地の営農を行っております組合法人です。数年前に亡くなられた方の相続財産を譲り受けることになりました。すでに営農を行っております農地もあり、周辺農地に支障を与えることはありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長：安松 智君

説明が終わりました。それでは4番案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：安松 智君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、11番 新田委員、16番 岡田委員 の退席を解除します。

議長：岡田 一夫君

それでは続きまして、1番、2番、3番、5番の案件について事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 1 km、農機具は、トラクター1台、田植機1台、管理機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人と妻、長男の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。2番は、経営拡大による所有権移転する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 500m圏内、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。労働力は本人、父、母の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離30m、農機具は、トラクター3台、コンバイン2台、田植え機2台を所有しています。労働力は本人、妻、子2人の4名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。5番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定についての要件は満たしています。通作距離 徒歩1分、作付作物は野菜で、農機具は、管理機1台を所有しています。労働力は本人、妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について3番 永塚委員 お願いします。

3番：永塚 知芳君

3番 永塚でございます。1番案件についてご説明させていただきます。譲渡人と譲受人の関係は義理ではありますが、甥と伯父になります。譲受人の妻の実家が譲渡人のところにあります。この度、この地区の大型圃場整備に関しまして、換地という問題が出て来まして、この際、譲り渡すという事になりました。元々これは譲受人が十数年前から畑として耕作しておりまして、現在も耕作しています。そういう事で周りに迷惑をかけるという事は一切ございません。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について19番 渡辺委員 お願いします。

19番 渡辺 和則君

19番 渡辺です。2番案件について説明をいたします。譲渡人は現在、安来市宮内町の方に住まいを

されておりまして、譲受人が以前より譲渡人の農地を預かって管理をされておりました。この度どうしても耕作ができないという状況になりまして、譲受人の方が求めるものでございます。以前より譲受人が耕作をしている関係上、隣接の農地に影響がないと思っております。皆様方のご審議をよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

3番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

14番 渡邊でございます。3番案件についてご説明いたします。譲受人は4,740aの経営面積で、意欲的に営農に取り組んでおられます。この度は育苗施設が手狭になったため、新たにハウスを建て、新たに育苗施設を設けるものでございます。本人所有の隣接地でもあり、周辺農地等への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

5番の案件について17番 吉村委員 お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。5番案件について説明をいたします。譲渡人と譲受人は親戚関係にありまして、以前より管理あるいは耕作を依頼されておりまして、今回、下限面積の撤廃という事で、正式に取得をするという事で、贈与という契約になりますけれども、今回の申請になりました。引き続き野菜等を中心に管理いたしますので、周辺に影響はございません。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
次に、5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君  
日程第4 報第184号 農地法第4条の規定による2 a 未満農地転用届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2 a 未満農地の転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。6ページに案件の内容、7ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2 a 未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用駐車場です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第5 議第150号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
8ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、10ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権39件、面積39,261㎡、使用貸借権3件、面積4,570㎡、全体で42件、総面積が43,831㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：清水 仁志君

失礼いたします。第150号議案についてご説明いたします。詳細は11ページから16ページまでとなっております。今月の利用集積計画でございますが、番号1から7までが農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、残り番号8から16までが農地中間管理事業による設定となります。番号3から7につきましては、今年9月に就農予定の新規就農者の方の設定でございます。ハウスを建築してイチゴをされる予定となっております。番号8と9につきましては、以前から中間管理事業を活用していた農地について同じ内容で更新するものです。番号10から16については、地域の認定農業者が中間管理事業を使って周辺の農地を集積するものとなっております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番：吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

17番 吉村委員。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。各案件ごとについてではありませんが、新規就農の方もいらっしゃるという事で、情報提供いただける範囲でいいんですが、状況と伺いますか、教えていただきたいです。

農林振興課：清水 仁志君

今回のこの方のご事についてという事でよろしいでしょうか。詳細については手元の資料があるだけになるんですけども、県外から移住してこられて、今年9月からイチゴの栽培で新規就農という方です。順次になりますけども、最終的には本圃ハウスと育苗ハウス2棟を、今回借りられる農地に整備して営農していかれる事になっています。

17番：吉村 正君

労働力は1人ですか。

農林振興課：清水 仁志君

ご夫婦で就農される予定です。

議長：岡田 一夫君

よろしいでしょうか。

17番：吉村 正君

はい。

議長：岡田 一夫君

他にございませんか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第6 報第185号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
17ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。18ページから20ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、全て相続です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第7 報第186号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
21ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。22ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農地法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第8 報第187号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
23ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。24ページをご覧ください。今月の通知は3件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君  
日程第9 報第188号 非農地判断の実施について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

25ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。26ページから27ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、令和5年4月28日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地200筆、面積107,907.91㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、6月中を予定しています。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第36回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時31分)